

第369回矢板市議会定例会

報告事項説明書

令和3年9月

矢 板 市

報 告 事 項 説 明 書

第369回矢板市議会定例会に報告いたします事項について、御説明申し上げます。

報告第1号 市長の専決処分事項報告については、令和3年6月24日、栃木県矢板市鹿島町20番22号地先の路上において発生した車両事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を95,535円と定め和解したことについて、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 粋)

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

以下省略

報告第2号 市長の専決処分事項報告については、令和3年6月8日、栃木県矢板市石関752番地先の路上において発生した車両事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を16,236円と定め和解したことについて、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 粋) 省 略

報告第3号 市長の専決処分事項報告については、令和3年6月8日、栃木県矢板市石関752番地先の路上において発生した車両事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を624,477円と定め和解したことについて、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）省略

報告第4号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、矢板市の令和2年度決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業会計の資金不足比率について、法の定めるところにより、監査委員の意見を付けて、報告するものであります。

参 考 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抜粋）

（健全化判断比率の公表等）

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

以下省略

（資金不足比率の公表等）

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

以下省略

報告第5号 株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出については、株式会社やいた未来の令和2年度の経営状況、令和3年度の事業計画、収支予算及びその説明する書類について、法の定めるところにより、提出するものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）

（財政状況の公表等）

第243条の3 第1項省略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

以下省略